

施設を速に施行するものとす。

四、本事業施行上必要なる資材及輸送を優先的に確保す、開拓用機械及資材に充つる爲軍用車輛、其他の資材を又歸農者用として軍用纖維品其他の生活用品を成るべく大量轉用する様措置す。

五、本事業の急速なる進捗を爲るために一般民間關係者の土木、機械、電力關係技術の全面的活用を爲るものとす。

六、歸農者の生活安定を爲るため住宅の建設及び交通、衛生、教育施設の整備等に關する施策を優先的に取扱ふものとす。

七、本事業の迅速なる遂行を期するため農地開發營團の性格の變更及び農業會の機構の整備強化を爲るものとす、本事業に關係を有する中央及地方の各種團體等の協力を爲るため協力團體を結成するものとす。

八、本事業の施行に當りては北海道の地理的事情並びに立地條件を充分に考慮し全體計畫として完遂を期するものとす。

九、本事業達成に必要な経費に付速に豫算的措置を講ずるものとす。

緊急開拓事業實施要綱決定(附表)

(第一表) ◇開墾 (三)所要勞力

	延人員	實人員
第一年度	二五,九八,〇〇〇	一,一五,〇〇〇
第二年度	三〇,〇〇,〇〇〇	一,一五,〇〇〇
第三年度	三〇,五五,一〇〇	一,三〇,〇〇〇
第四年度	三六,三三,〇〇〇	四,三三,〇〇〇
第五年度	元八,六四,五〇〇	一,四三,〇〇〇
計	一,一五,三〇,〇〇〇	

(第二表) ◇開墾 (四)増産目標

米穀年度	米	麥	豆	類	雜穀ノ他	諸	類	計(米換算)
廿一年度	一	三	一	一	一	一	一	七
廿二年度	一七三	三	一	一	一	一	一	一七三
廿三年度	五〇〇	三	一	一	一	一	一	五〇〇
廿四年度	八八三	三	一	一	一	一	一	八八三
廿五年度	一,三六八	一,五五	一	一	一	一	一	二,九二〇
廿六年度	一,六六六	二,三三	一	一	一	一	一	三,〇〇〇
廿七年度	一,七七六	二,八二〇	一	一	一	一	一	三,五九七
廿八年度	一,八八元	三,〇〇四	一	一	一	一	一	三,八八三
廿九年度	一,八八五	三,一七	一	一	一	一	一	三,八八三
卅年度	一,八八五	三,一八〇	一	一	一	一	一	三,八八三

【備考】今回ノ緊急開拓ニ依リ昭和二十一年度ニ於テ麥及諸類ノ増産ヲ擧グルコトトセリ。

(第三表) ◇干拓 (三)所要勞力

	延人員	實人員
第一年度	四〇,〇〇〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇
第二年度	六〇,〇〇〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇
第三年度	六〇,〇〇〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇
第四年度	八〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇
第五年度	八〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇
第六年度	八〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇
計	四〇〇,〇〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇

◇干拓年次計畫

	單位町歩
第一年度	一〇,〇〇〇
第二年度	一五,〇〇〇
第三年度	一五,〇〇〇
第四年度	三〇,〇〇〇
第五年度	一〇〇,〇〇〇
計	一〇〇,〇〇〇

◇開墾年次計畫

	内		計	北海道		合
	集團開墾	小開墾		集團開墾	小開墾	
第一年度	三〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一八〇,〇〇〇	三一〇,〇〇〇
第二年度	六五,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一六五,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇
第三年度	八五,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一八五,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	三二〇,〇〇〇
第四年度	八五,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一八五,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	三二〇,〇〇〇
第五年度	三〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	二九〇,〇〇〇
計	三〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	八〇〇,〇〇〇	四四〇,〇〇〇	三六〇,〇〇〇	八〇〇,〇〇〇

(第四表) ◇干拓 (四)増産目標(單位千石)

米穀年度	米	麥	計(米換算)
廿二年度	一,一四〇	五八	一,一九
廿三年度	二,二八〇	一,九七	三,三三
廿四年度	三,四二〇	一,七五	四,八四

以降前段ニ同ジ

重要物資所要量調

種別	總量	單位	三年度分
普通鋼々材	一〇四、七四〇	噸	三、九七〇
型鋼	五、八〇〇	噸	一、六〇〇
軌條	一八、〇〇〇	噸	八、六〇〇
第二次製品	三〇、八三三	噸	八、九六六
機	(釘、針金、其他)	噸	二五、七六八
器	四、四四一	噸	一、六六六
銑鐵及鑄鋼	(トラクター其他用)	噸	二、七六一
電氣銅	一、二二七	噸	一、二二七
木	(電線及機器用)	石	一四、五〇〇
セメント	五、七五〇	噸	六、一〇〇
燃料油	一七四、三七〇	斗	四、四四〇
同附屬農具	二、一〇〇	臺	一、〇五〇
同附屬農具	(フラウ、ハロー等)	臺	三、一五〇
蓄力用農具	五、〇〇〇	臺	二、〇〇〇
拔根機	三、六〇〇	臺	二、〇〇〇
移動製材機	二、一〇〇	臺	一、七〇〇
土工用車輛	六、四〇〇	輛	三、四〇〇
トラック	(機關車共)	臺	五、五〇〇
開鑿鐵他	七、五五〇	千丁	一、九三三
軍手	(鐵、鎌、鋸、鉋、斧等)	千枚	一、〇三三
地下足袋	一〇、〇〇〇	千足	三、〇〇〇
毛布	一〇、〇〇〇	千枚	一、一〇〇
作業衣	二、〇〇〇	千着	三、〇〇〇

臺灣人の歸還に關する計畫輸送

内地に留臺灣人は現在約三萬人で、内約一萬人は復員軍人、軍屬、元被徵用者であり、約二萬人が一般居留者(此内約五千五百人は學生)であるが、終戦後臺灣航路杜絶のため、歸還希望者も歸國不可能であつたが、政府は之が對策として、臺灣航路の再開を圖ると共に、昭和二十一年一月より計畫輸送を爲すこととし、左の如く方策を決定した。

- 一、出航港、浦賀、吳、鹿兒島、
- 一、到著港、基隆、高雄、
- 一、就航豫定船舶、長雲、夏月、筑紫、日昌、CD44號
- 十二月十九日浦賀出港ノ長雲丸ヲ第一船トシテ逐次就航ノ豫定ナリ
- 一、輸送順位、復員軍人、軍屬、元被徵用者、海外ヨリノ引揚者、一般在留者ノ順序トス
- 一、歸臺申込手續、復員軍人、軍屬、元被徵用者ニシテ夫々集團セル向ニ對シテハ收容所ノ責任者ヲ通ジテ出發日、乗船港等ヲ通報スベキモ其ノ他ノ歸臺希望者ハ本月末日迄ニ居留地都道府縣廳宛、申込マレ度、其ノ出發日時、乗船港等ハ追テ地方長官ヨリ通知セラルベシ。

食糧輸入の許可

昭和二十年十一月二十四日附マツクアサー司令部から食糧、棉花、石油、鹽の輸入を許可する旨の指令がなされた。その要點は左の如くである。

一、一九四六年度に輸入を許可さるべき食糧、棉花、石油、鹽の各商品の輸入量は世界市場に於ける需給關

係、世界の船腹量及び日本が對價として何の程度の輸出能力を有するか等の事情に基いて決定される。

一、食糧に付ては輸入量及び何の地域から對日輸出すべきかに關し目下検討中である。殊に極東に於ける食糧事情の究明が行はれてをり、それから對日輸出しても世界の食糧補給にさして支障を及ぼさない如き地域からその餘剩食糧が對日輸出に振り向けられることにならう。

勞働組合法案の決定

政府はマツクアサー司令部の要求に基き厚生省に勞務法制審議委員會を設け、豫て作成中の勞働組合法案を審議の上之を決定した。この際同委員會は左の附帶決議をもなした。今法案及附帶決議を掲ぐれば、左の如くである。尙ほ本法案は第八十九回帝國議會に提出せられ、修正の上可決されたが、年内には未だ其の公布を見るに至らなかつた。

勞働組合法案

第一章 總 則

第一條 本法ハ團結權ノ保障ニ依リ勞働者ノ經濟的社會的並政治的地位ノ向上ヲ助ケ經濟ノ興隆ト文化ノ進展トニ寄與スベキ均等ノ機會ヲ與フルコトヲ目的トス

第二條 左ノ法令ノ關係條項ハ勞働組合ノ爲ニスル組合員ノ前條規定ノ精神ニ基ク行爲ニ付テハ之ヲ適用